

第19回

# 受益権複層化信託と 受益者連続型信託



なり た かずまさ  
成田 一正

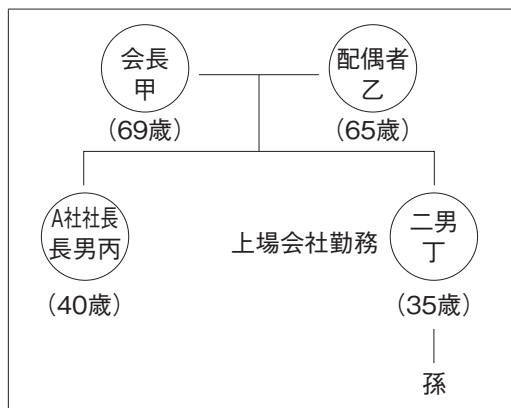
国税専門官として税務調査に従事後、大手監査法人にて法定監査・株式公開のバックアップに従事。この頃から事業承継対策を専門とする。平成元年成田公認会計士事務所を設立。2011年税理士法人おおたかを設立、代表社員に就任、現在特別顧問。公認会計士、税理士、行政書士。

受益権を複層化して、事業承継に利用するという動きが散見されます。受益権複層化信託には税務上解釈が難しい論点があり、留意しなければならない点も多いため、実際に活用するには慎重に検討しなければなりません。

## 1. 受益権複層化信託の活用場面

### 【事例】

#### ●親族図



#### ●A社の状況

- ・株式会社A社の株主には上場会社も

いて、安定的な配当を行っている：  
年配当金額 1,250万円

- ・会長甲はA社の発行済株式の8割を所有しており、相続税評価額は1億円

A社は利益積立金はあるものの、コロナ禍により資金繰りが厳しく、会長は会社に1億円を貸し付けているが、このままだと会長甲が亡くなった時には、相続財産として取り込まれてしまう。

[会長甲の予想相続財産]

- ・A社株式評価額 1億円
- ・A社に対する貸付債権額 1億円

#### ●相続対策

そこで、家族信託を利用して相続対策ができないかを検討。

委託者 会長甲

受託者 一般社団法人X（論点ではないので言及しない。信託会社でもよい）

信託を活用することで、受益権を「収

益受益権」と「元本受益権」に分割することができる。

#### 株式の場合

- ・一般の株式
  - 議決権、利益配当請求権、残余財産請求権
    - 分離できない
- ・受益権複層化信託
  - 分離できる
  - 利益配当請求権 → 収益受益権
  - 残余財産請求権 → 元本受益権
  - 議決権 → 受託者

#### 社債の場合

- ・一般の社債
  - 利息収入と満期償還を得る権利
    - 分離できない
- ・受益権複層化信託
  - 分離できる
  - 利息収入 → 収益受益権
  - 満期償還を得る権利 → 元本受益権

### [ケース1]

A社株式を受益権にして複層化

→ 株式の配当を収益受益権とする設計

- ・委託者：会長甲
- ・信託譲渡資産：A社株式
- ・信託期間：10年
- ・収益受益権（配当受益権）
  - 受益者 会長甲
- ・元本受益権（株式）
  - 後継者 長男丙に贈与

### [ケース2]

A社に対する会長甲の貸付債権を社債に変換 → 社債利息を収益受益権とする設計

#### (1) 社債発行内容

- ・発行価額：1億円
- ・信託期間：10年

- ・償還方法：満期一括
- ・金利：10%（効果をみるために市場金利状況では高い設定にしてある）
- ・無担保無保証

#### (2) 信託契約内容

- ・委託者：会長甲
- ・信託譲渡資産：社債
- ・信託期間：10年
- ・収益受益権（利息収入）
  - 受益者 会長甲
- ・元本受益権（満期償還を得る権利）
  - 後継者 長男丙に贈与

## 2. 信託受益権の複層化という方法

### (1) 民法上の所有権と信託

民法上の所有権は、「使用」「収益」「処分」は可能ですが、分離することはできません（民206）。

しかし、信託を利用することで、①信託財産の管理および運用によって生じる利益を受ける権利（以下、「収益受益権」という）と、②信託に関する権利のうち、信託財産自体を受ける権利（以下、「元本受益権」という）を異なる二者へ分離することができ、これを「受益権が複層化された信託」（複層化信託）と呼んでいます。

ただし、「収益受益権」と「元本受益権」を分離するだけでは「複層化信託」とはいえず、各々の権利が異なる者に帰属する状態になってはじめて「複層化信託」となります。

### (2) 信託受益権の評価（財基通202（3））

元本の受益者と収益の受益者が異なる場合の信託受益権の評価は、「信託受益権＝元本受益権＋収益受益権」となります。すなわち、元本受益権の評価は、信

託受益権－収益受益権となります。

「収益受益権」の評価は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受け取るべき利益の価額ごとに、課税時期から受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額で評価されます。

「信託受益権」＝「元本受益権」＋「収益受益権」

「元本受益権」＝「信託受益権」－「収益受益権」

「収益受益権」＝ 課税時期の現況において推算した受益者が将来受け取るべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額

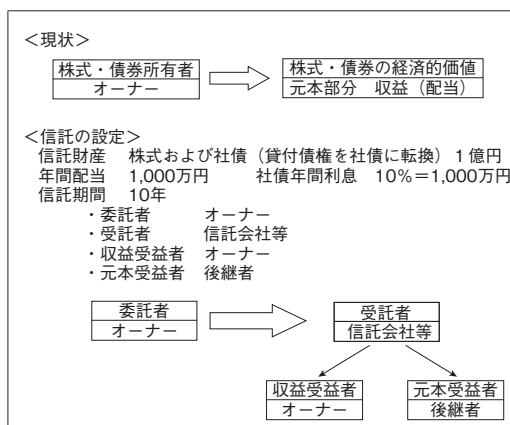
### (3) 信託を活用したスキーム

「子どもに株式等を贈与したいが、贈与すると配当が受け取れなくなる」、「次世代への贈与を考えているが、移転コス

トがかかりすぎる」このようなことで悩んでいる経営者は少なからず存在します。

株式・債券等を信託することで、収益（配当・利息等）を受け取る権利と元本部分に分離させることができます。そして、次のようなスキームが可能です。

### (4) スキーム事例のイメージ



財産の元本部分だけ（元本受益権）を後継者長男丙に贈与します。

(単位：円)

	収益 (A)	複利現価率 (B)	A × B	収益受益権評価 (オーナー)	元本受益権評価 (後継者)	信託財産評価
設定時				▲94,340,000	5,660,000	100,000,000
1年目	10,000,000	0.999	9,990,000	84,350,000	15,650,000	100,000,000
2年目	10,000,000	0.998	9,980,000	74,370,000	25,630,000	100,000,000
3年目	10,000,000	0.985	9,850,000	64,520,000	35,480,000	100,000,000
4年目	10,000,000	0.980	9,800,000	54,720,000	45,280,000	100,000,000
5年目	10,000,000	0.975	9,750,000	44,970,000	55,030,000	100,000,000
6年目	10,000,000	0.971	9,710,000	35,260,000	64,740,000	100,000,000
7年目	10,000,000	0.901	9,010,000	26,250,000	73,750,000	100,000,000
8年目	10,000,000	0.888	8,880,000	17,370,000	82,620,000	100,000,000
9年目	10,000,000	0.875	8,750,000	8,620,000	91,380,000	100,000,000
10年目	10,000,000	0.862	8,620,000	0	100,000,000	100,000,000
			94,340,000			

複利現価率は国税庁HPより

収益受益者である会長甲は、引き続き、収益（配当・利息）を受け取ることができます（信託期間中）。

元本受益権と収益受益権を分離させるため、収益受益権の分だけ価値を下げて贈与できます。

※信託設定時に元本受益者を「子」とするため、父から子への元本受益権に対する贈与課税が生ずることになります。

### （５）事例の１億円の評価計算

#### ① 収益受益権の価額

9,434 万円（予測利益の現在価値）

#### ② 元本受益権

1 億円 - ① 9,434 万円 = 566 万円

A 社株式の相続税評価額 1 億円 ⇒ 元本受益権の価額 566 万円 で贈与が可能

### （６）収益受益権の評価

基準年利率による複利現価率は国税庁で公表されています（<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hyoka/210519/01.htm>）。

各年の収益金額は受領する金額によります。本事例では年間 1,000 万円なので、この金額を基礎として 10 年間で受け取るべき金額を一定の割引率で割り引いて収益受益権価額を算出します。

### ◆財産評価基本通達 202 信託受益権の評価

（３）元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合においては、次に掲げる価額によって評価する。

イ 元本を受益する場合は、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額から、ロにより評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける

権利の価額を控除した価額

ロ 収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額

### （７）「推算した受益者が将来受けるべき利益の価額」意義

ポイントは受益者が将来受けるべき価額を合理的に推算できる根拠が必要だということです。この計算は、①元本に比して、収益金額が大きい場合には、それだけ収益受益権が高く評価され、元本受益権がそれだけ低額となります。また、②信託期間が長ければ長いほど、それだけ収益受益権が高く評価され、元本受益権がそれだけ低額となります。

委託者が高齢にもかかわらず、信託期間が推定生存年齢よりも長い場合には、信託期間の合理性の問題が生じます。委託者が 80 歳と高齢なのに、30 年の信託期間を設定することは妥当ではないと思われれます。

### （８）その他の留意点

#### ① ケース 1 の留意点

株式配当なので、年次によって配当金額が変動するおそれがあり、合理的に推算できるかという問題があります。

しかし、「A 社の状況」にもあったように、株主に上場会社が名を連ねており、毎期継続的な配当が義務付けられているという面はあります。

#### ② ケース 2 の留意点

社債の利率は発行時に決定されている

ので、合理的に推算できると言いきれる  
かもしれません。

実務的な事例とすれば、土地に賃借権  
を設定して、定期借地として第三者に賃  
貸するようなケースでは、長期にわたり  
確定した利回りが算定できるので、合理  
的に推算されると思われます。

金利が高ければそれだけ効果が出るの  
で、本事例では効果を検証するために市  
場金利よりも高い金利で設定していま  
すが、現実には市場金利に配慮して設定  
しないと「現況において推算した」こと  
とみなされない場合があります。

### 3. 受益者連続型信託の特例 (相法9の3)

#### (1) 受益者連続型信託の基本税務

受益者連続型信託とは、受益者の死亡  
その他の事由により他の者が新たに受益  
権を取得する旨の定めのある信託、受益  
者の死亡その他の事由により順次他の者  
が受益権を取得する旨の定めのある信  
託、受益者指定権等を有する者の定め  
のある信託その他これらの信託に類する  
ものをいいます。

相続税法上では、次のとおり、信託法  
91条の受益者連続型信託のみならず、  
同様の効果を有する信託を、「受益者連  
続型信託」として取り扱うこととされ  
ています(相法9の3①、相令1の8)。

① 信託法91条に規定する受益者の死亡  
により他の者が新たに受益権を取得する  
定めのある信託(いわゆる後継ぎ遺贈型  
の受益者連続の信託)

② 信託法89条に規定する受益者指定権  
等を有する者の定めのある信託

受益者を指定し、またはこれを変更する  
権利(「受益者指定権等」という)を有す  
る者の定めのある信託を指します。

③ 受益者等の死亡その他の事由により、  
受益者等の有する信託に関する権利が消  
滅し、他の者が新たな信託に関する権利  
を取得する旨の定め(受益者等の死亡そ  
の他の事由により順次他の者が信託に関  
する権利を取得する旨の定めを含む)の  
ある信託(①に該当するものを除く)

④ 受益者等の死亡その他の事由により、  
当該受益者等の有する信託に関する権利  
が他の者に移転する旨の定め(受益者等  
の死亡その他の事由により順次他の者  
に、信託に関する権利が移転する旨の定  
めを含む)のある信託

⑤ ①から④までの信託に類する信託

すなわち、死亡以外であっても、現受益  
者の有する信託に関する権利が「一定の期  
間の経過」に伴って消滅し、他の者が新  
たに信託に関する権利を取得する定め  
のある信託や、「ある事象の発生」を条件  
に当該受益者等の有する信託に関する  
権利が他の者に移転する旨の定め  
のある信託などについても受益者連続  
型信託に含めています。

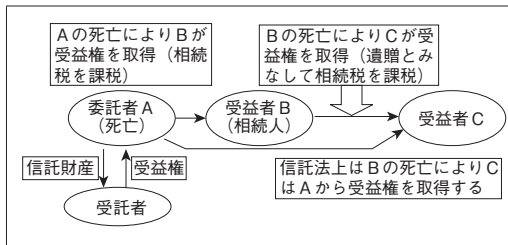
#### (2) 受益者連続型信託に係る課税実務

次の図において例えば、「Aの死亡後  
はBを受益者とし、Bの死亡後はCを  
受益者とする」旨の定めのある信託が  
これに該当します。この場合、受益者  
Bの死亡により受益権は受益者Cに移  
転しますが、信託法上は委託者Aから  
受益者Cに受益権が移転したものと  
して取り扱います。

しかし、Cが受益者となった時点で委  
託者Aは既に死亡しているため、相続  
税法では対応できません。そこで、相続



税法では信託法の考え方とは異なり、次のように課税します。



- ① 最初の受益者 B が、委託者 A から信託に関する権利を取得するにあたって、適正な対価を負担していない場合には、贈与によって取得したものとみなされ、受益者 B に対し、贈与税が課税されます。また、委託者 A の死亡に基因して最初の受益者 B が取得することとなった場合は遺贈によって取得したものとみなされ、受益者 B に相続税が課税されます。
- ② 次の受益者 C が、最初の受益者 B から信託に関する権利を取得するにあたって、適正な対価を負担していない場合には、贈与により取得したものとみなされ、受益者 C に対して贈与税が課税されます。また、最初の受益者 B の死亡に基因して次の受益者 C が取得することとなった場合には遺贈によって取得したものとみなされ、受益者 C に相続税が課税されます。
- ③ 次の受益者 C 以後の受益者についても、上記②と同様とみなされ、贈与税または相続税が課税されます。
- ④ 受益者が法人である場合で、その法人が適正な対価を負担していないときは、法人への贈与があったもの

として、直前の受益者（その法人が最初の受益者である場合には委託者）に対し、みなし譲渡課税が行われます（相法 9 の 2 ①②、所法 59 ①、67 の 3 ③④）。

なお、遺贈により受益権を取得し、相続税が課税される者が、その直前の受益者の配偶者や一親等の血族でない場合には、相続税の 2 割加算の適用があります（相法 18）。

### （3）問題となる財産評価上の留意点

#### ① 信託受益権の評価にあたっての原則的考え方

信託受益権については、信託期間終了時において信託財産を受け取る権利としての元本受益権と、信託期間中の利益分配を受けることのできる権利としての収益受益権とを分離して別々の受益者を指定することができます。その場合、まず収益受益権の価額を評価し、信託財産の価額からその収益受益権の価額を控除した残額が元本受益権の評価額となります（財基通 202）。

#### ② 受益者連続型信託に係る信託受益権の評価の特例（相法 9 の 3）

受益者連続型信託に関する権利の評価にあたっては、受益者連続型信託から利益を受けることのできる期間の制限が付されていたり、その他権利の価値に作用する制約が付されていたりする場合であっても、その制限は付されていないものとして評価します。

また、異なる受益者が性質の異なる受益者連続型信託に関する権利を有している場合においても、収益に関する権利が含まれている受益者連続型信託に関する権利について上記の取扱いの適用があり

ます。

したがって、例えば受益者連続型信託に関する権利が元本受益権と収益受益権に分かれている場合には、収益受益権の価額はその信託財産の全部の価額となり、その結果、元本受益権の価額はゼロとなります。

#### 4. 受益者連続型信託に該当するとされるケース

##### (1) 後継受益者を定めている

信託契約書において後継受益者を定めてしまうと、前述の3(1)受益者連続型信託の基本税務①から④に該当するものとされ、受益者連続型信託とみなされてしまいます。

例えば、次のような信託契約書があったとします。

##### 第〇条（受益者）

- 1 収益受益権を有する者を収益受益者、元本受益権を有する者を元本受益者といい、各受益者は次の者とする。

収益受益者：氏名 A

(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ)

元本受益者：氏名 委託者の長女 C

(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ)

- 2 本信託終了以前に、収益受益者 A が死亡したときは、元本受益者 C が後継受益者となる。

##### 第〇条（本契約の終了）

本契約は第〇条により信託期間が満了した場合に終了する。

上記（受益者）の条項の第2項があると、順次受益権が移転されるとして、受

益者連続型信託とみなされるおそれがあります。

##### (2) 元本受益権は元本受益者の相続人が相続により承継取得する

これは大阪国税局審理課大阪国税局審理課インフォメーション（平成20年5月28日）で公表されている事例です（TAINSコードH200528 課税第一情報大阪115）。

この事例の【照会事項】は、元本受益者が死亡したときには信託は終了せず、元本受益権は元本受益者の相続人が相続により承継取得する内容です。少し長いですが、重要ですので引用します。

（照会事項）信託受益権を元本受益権と収益受益権に分割した場合の信託の課税関係について

契約書案によると、信託受益権を元本受益権及び収益受益権に分割した信託（以下「本信託」という。）を設定し、収益受益者が死亡したときを信託の終了事由とし、元本受益者が死亡したときには、信託は終了せず、元本受益者の相続人が元本受益権を相続により承継取得する。信託が終了したときは元本受益者が信託財産に属する財産を取得する。

（回答要旨）

本信託は、収益受益者が死亡した場合、信託終了となり、収益受益権は消滅し、元本受益者が信託設定時に生じている元本受益権である信託財産を取得することとなる。このため、収益受益権に関しては、原則として当初の収益受益者のみが受けるものであり、次の収益受益者に受益権が新たに発生あるいは移転することがない。

一方、元本受益者が死亡した場合、元本受益者の相続人が当該元本受益権を相続により承継取得することとなる。したがって、本信託が終了しない間は、元本受益者の死亡により当該元本受益権は相続により順次移転（承継）していくこととなる。信託に関する権利が移転する信託で受益者連続型

信託に該当するものは、相続税法施行令第1条の8第2号に「受益者等の有する信託に関する権利が他の者に移転する旨の定め（受益者等の死亡その他の事由により順次他の者に信託に関する権利が移転する旨の定めを含む。）のある信託」と規定されているが、本信託については、信託に関する権利である元本受益権が信託行為によることなく相続により移転するものであるため、同号に規定する信託に該当しないものとする。

しかしながら、受益権が順次移転するという点では、本信託の効果は実質的に相続税法施行令第1条の8第2号に規定する信託と同様であることから、本信託は同条第3号に規定する「前2号に掲げる信託以外の信託でこれらの信託に類するもの」に該当すると解するのが相当である。

したがって、本信託は相続税法第9条の3第1項に規定する受益者連続型信託に該当することとなる。

このように、元本受益者が死亡して受益権が相続されたとしても、受益者連続型信託に該当してしまうという事例が示されています。この趣旨は前述の3(1)受益者連続型信託の基本税務①から④に該当しないものであっても、⑤の「類する信託」に該当すれば、受益者連続型信託と判定されてしまいます。そしてこの「類する信託」とはどのようなものなのか、これ以上に解説されたものはありません。政令解釈は課税当局がまず行うものなので、受益者連続型信託に該当しないように信託契約書を作成するならば、「類する信託」に該当しないように特に留意しなければなりません。行き過ぎた節税対策は防止するという趣旨でしょうか。

## 5. 事例による複層化された信託のリスクを検証

考えられることとして、①収益受益者である親が先に亡くなる場合、②元本受益者である子が先に亡くなる場合が想定されます。

### (1) 収益受益者（親）が死亡した場合

#### ① 受益者連続型信託に該当する場合

イ) 信託は終了

ロ) 収益受益権において元本受益者が後継受益者となる旨を定めている場合

信託期間中に収益受益者（親）が死亡した場合には、信託は終了し、収益受益権についてその権利を受け取ったものが「遺贈」により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります（相法9の2④）。

#### ② 収益受益権の評価

上記の場合には、収益受益権には一種の条件付、制約付であっても、そのような制約は付していないとみなされ、その全受益権（信託財産全体の評価額）に対して課税されることとなります。この場合には財産評価基本通達202(3)ロではなく、元本受益権はゼロとして評価されます（相基通9の3-1(3)）。

### (2) 元本受益者（子）が収益受益者（親）よりも先に死亡した場合

#### ① 後継受託者を定めていない場合

信託契約書に、「収益受益者が死亡した時に信託は終了するが、元本受益者が死亡した時は信託は終了せず、元本受益権は元本受益者の相続人が相続により承継取得する」と記載されていた場合、信託に関する権利である元本受益権が信託



行為によることなく相続により移転することになります。

後継受益者の定めがないので、受益者連続型信託とはならないと考えられますが、前述の大阪国税局審理課インフォメーションには留意が必要です。

## ② 受益者連続型信託に該当する場合

受益権が順次移転するという点を捉えると、この内容は実質的には相続税法施行令第1条の8第2号と同様であると考えられてしまう可能性があります。そうすると、「前2号に掲げる信託以外の信託でこれらの信託に類するもの」(相令1の8③)に該当してしまいます。

## (3) 本事例が受益者連続型信託に該当した場面の課税関係まとめ

### ① 信託設定時

通常、長男丙は委託者(会長甲)から元本受益権を贈与により取得したものとみなされ、贈与税が課税されます。

ただし、元本受益権の後継受託者の定めのある信託契約では受益者連続型信託とみなされるため、元本受益権の価額はゼロとなります(相基通9の3-1)。

そこで、信託設定時には課税は行われません。

### ② 収益受益者(会長甲)の死亡時

収益受益者(会長甲)が死亡した場合には、収益受益権についてその権利を受け取った者が「遺贈」により取得したものとみなされ、相続税課税対象となります(相法9の2④)。この時の評価額は、受益権の全額になります。

### ③ 信託期間中の元本受益者(長男丙)の死亡時

元本受益者(長男丙)の相続人(例えば孫)は元本受益者(長男丙)から遺贈

により取得したものとみなされ、相続税が課税されることとなります。ただし、この場合の元本受益権はゼロとなります(相法9の3①)。

### ④ 信託終了時(元本受益者は生存中と仮定)

元本受益権は価値を有しないとみなされます(相法9の3①)。そこで①のように、設定時は課税は行われません。

信託期間中は贈与税または相続税の課税関係は生じません。

しかし、信託が終了し、元本受益者(長男丙)が当該信託の残余財産の給付を受けることになった場合、元本受益者(長男丙)は収益受益者(会長甲)から贈与により取得したものとみなされ、贈与税または相続税が課税されます(相基通9の3-1(注))。

この場合の評価は、受益権全額となります。

## (4) 受益者連続型信託以外の信託で、信託法164条《委託者及び受益者の合意等による信託の終了》の規定により終了した場合

当該元本受益者が、当該終了直前に当該収益受益者が有していた当該収益受益権の価額に相当する利益を当該収益受益者から贈与によって取得したものと取り扱うものとされます(相基通9-13)。

そこで、当初設定時に元本受益権の贈与は行われていますので、合意終了すれば、その時点で収益受益権の贈与があったものとして扱われます。

## 6. 参考信託契約書

以下のように、後継受益者を定めないでおけば、受益者連続型信託ではない信

託になる可能性はあるのではないかと思います。

第〇条（信託の終了）

1 本信託は、信託法第 163 条第 1 号から第 8 号に定める事由のほか、以下の事由によってのみ終了する。

- (1) 本信託期間が満了したとき
- (2) 委託者、受益者及び受託者が本信託を終了させる旨を合意したとき
- (3) 委託者又は受益者が死亡した場合

第〇条（信託の終了）

1 受託者は、本信託が終了したときは、信託法第 7 章第 2 節の規定に従い、本信託の清算を行う。

2 本信託財産に係る残余財産の帰属は、次の号に定めるとおりとする。

- (1) 元本受益権           元本受益者
- (2) 収益受益権           収益受益者

※受益者は各々遺言で帰属先を決めておくという方法も考えられます。

個々の事案により判断の内容が微妙になりますので、検討実行する際には国税当局に必ず照会をされることをお勧めします。

【参考資料】

●民事信託推進センター

3. テーマ別民事信託実務研究会

<https://www.civiltrust.com/member/h31theme.html>

◆第 3 回「非連続型信託、債務のある信託の相続税法上と信託行為上の留意点」

報告者：川口幸彦氏

開催日：令和元年 5 月 27 日（18 時～ 20 時半頃）

●国税庁事務連絡 平成 20 年 3 月 7 日

『元本受益権と収益受益権に分割した信託にかかる受益者連続型信託の特例の適用の可否』

●大阪国税局審理課 課税第一情報 平成 20 年 5 月 28 日

『信託受益権を元本受益権と収益受益権に分割した信託の課税関係について』

☆国税庁法令解釈通達 第 9 条の 3 《受益者連続型信託の特例》関係

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/sisan/sozoku2/01/08.htm>

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sozoku/070704/08.htm>

●『受益権複層化信託の法務と税務』高橋倫彦編著（日本法令、令和 2 年 8 月 20 日）

【凡 例】

相法      相続税法  
相令      相続税法施行令  
所法      所得税法  
財基通    財産評価基本通達  
民        民法

【条・項・号の略について】

条……算用数字  
項……マル付き数字  
号……漢数字  
例) 信託法第 21 条第 2 項第 4 号 ⇒ 信 21 ②四